

第7章 準対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本簡易的環境影響評価書は、伊賀市柏尾太陽光合同会社が三重県伊賀市内に計画している「(仮称)伊賀市柏尾太陽光発電事業」に係る簡易的環境影響評価の内容を取りまとめたものである。

今回、環境影響評価の対象とした環境項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地下水、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物、温室効果ガスの計 14 項目である。

調査は、既存資料を基本に実施し、環境項目によっては一部、補足の現地調査や簡易的な現地調査による情報を含めて実施した。

本事業の実施による大気質、騒音、振動の予測結果は、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標との整合は図られている。

環境への影響は、それぞれ適正な環境保全措置を講じることにより、事業者が実施可能な範囲内で回避、又は低減されているものと判断する。

表 7-1 (1) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																								
大気質	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>①二酸化窒素濃度の予測結果 「青山よさみ幼稚園」での二酸化窒素の1時間値の環境濃度は0.106ppmと予測され、二酸化窒素に係る指針値（1時間暴露として0.1～0.2ppm）の範囲内となる。</p> <table border="1" data-bbox="308 443 1099 674"> <thead> <tr> <th colspan="3">窒素酸化物 (NOx)</th> <th>二酸化窒素 (NO2)</th> <th rowspan="3">指針値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>環境濃度</th> <th>環境濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.057ppm</td> <td>0.105ppm</td> <td>0.162ppm</td> <td>0.106ppm</td> </tr> </tbody> </table> <p>②浮遊粒子状物質 「青山よさみ幼稚園」での浮遊粒子状物質の1時間値の環境濃度は0.132mg/m³と予測され、浮遊粒子状物質環境基準値（1時間0.20mg/m³）以下となる。</p> <table border="1" data-bbox="392 808 1032 1005"> <thead> <tr> <th colspan="3">浮遊粒子状物質</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>環境濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.004 mg/m³</td> <td>0.128 mg/m³</td> <td>0.132 mg/m³</td> <td>1時間値が0.20mg/m³以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>更に最新の排出ガス対策型の重機の使用、重機の稼働が集中しないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する、重機の整備、点検を徹底する、などの環境保全措置を講ずることにより、実行可能な範囲内において影響はできる限り低減されていると評価する。</p>	窒素酸化物 (NOx)			二酸化窒素 (NO2)	指針値	寄与濃度	バックグラウンド濃度	環境濃度	環境濃度	0.057ppm	0.105ppm	0.162ppm	0.106ppm	浮遊粒子状物質			環境基準	寄与濃度	バックグラウンド濃度	環境濃度	0.004 mg/m ³	0.128 mg/m ³	0.132 mg/m ³	1時間値が0.20mg/m ³ 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス規制に適合した重機の使用 ・計画的効率的な工事計画の検討 ・重機の整備、点検の徹底
窒素酸化物 (NOx)			二酸化窒素 (NO2)	指針値																						
寄与濃度	バックグラウンド濃度	環境濃度	環境濃度																							
0.057ppm	0.105ppm	0.162ppm	0.106ppm																							
浮遊粒子状物質			環境基準																							
寄与濃度	バックグラウンド濃度	環境濃度																								
0.004 mg/m ³	0.128 mg/m ³	0.132 mg/m ³	1時間値が0.20mg/m ³ 以下																							
資材の運搬	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>工事の実施に伴い資材運搬車両等から排出される大気汚染物質は、一般交通量からの排出量に対して、窒素酸化物排出量は寄与率1.63%、浮遊粒子状物質排出量は1.76%であり、影響は小さいものと予測される。</p> <p>また、資材運搬車両等から排出される大気汚染物質の影響を回避・低減させるため、作業内容の調整等による車両台数の低減及び最新排ガス規制適合車の利用推進等の環境保全措置を講ずることにより、実行可能な範囲内において影響はできる限り低減されていると評価する。</p> <p>資材運搬車両からの排出ガスの予測結果</p> <table border="1" data-bbox="282 1469 1144 1639"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>窒素酸化物排出量</th> <th>浮遊粒子状物質排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材運搬車両等</td> <td>15.03g/km・日</td> <td>0.29g/km・日</td> </tr> <tr> <td>一般交通量</td> <td>920.88g/km・日</td> <td>16.60g/km・日</td> </tr> <tr> <td>寄与率</td> <td>1.63%</td> <td>1.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 寄与率(%)=(資材運搬車両等からの排出量)/(一般交通量からの排出量)X100</p>	排出量	窒素酸化物排出量	浮遊粒子状物質排出量	資材運搬車両等	15.03g/km・日	0.29g/km・日	一般交通量	920.88g/km・日	16.60g/km・日	寄与率	1.63%	1.76%	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両の走行台数を低減させるため、作業内容の調整、積載量及び荷姿の適正化等により運搬の効率化を図る。 ・資材運搬車両等は、最新の排ガス規制適合車の利用を推進する。 ・資材運搬車両等のエコドライブ（無駄なアイドリング、急発進、急停車の禁止等）を徹底する。 												
排出量	窒素酸化物排出量	浮遊粒子状物質排出量																								
資材運搬車両等	15.03g/km・日	0.29g/km・日																								
一般交通量	920.88g/km・日	16.60g/km・日																								
寄与率	1.63%	1.76%																								
土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>重機の稼働及び土地の造成に伴う粉じん等が飛散する可能性があると考えられる風力階級4以上（風速5.5m/s以上）の出現頻度は約1.2%程度であるものの、残置森林等により直接的な影響は小さくなると予測される。</p> <p>更に工事の実施に伴い準対象事業実施区域内から発生する粉じん等の影響を回避・低減させるため、散水や土砂等運搬時には徐行運転を行う、タイヤ洗浄施設の設置、造成箇所については速やかに転圧を実施し、早期緑化を図る、残置森林及び造成森林により粉じん等の飛散防止を図るなど、環境保全措置を講ずることにより、実行可能な範囲内において影響はできる限り低減されていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散水の実施 ・土砂運搬時の徐行運転の実施 ・資材搬出入車両のタイヤ洗浄の徹底 ・造成箇所の速やかな転圧及び緑化 等 																								

表 7-1(2) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置								
騒音	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 重機の稼働に伴う騒音による影響は、低騒音型の重機の使用及び重機の集中が生じないよう、計画的かつ効率的な工事の実施等の環境保全措置を実施することにより、周囲への騒音への影響のさらなる低減が図られることから、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 工事の実施に伴う重機からの騒音の影響に関する基準又は目標としては、「騒音規制法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく建設作業に係る騒音の規制基準があり、基準値は 85dB が適用される。 重機の稼働に伴う騒音は、すべての予測地点で特定建設作業に係る規制基準値(85dB) 以下と予測することから、基準値等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">重機の稼働に伴う騒音の予測結果(敷地境界：L_{A5})</p> <table border="1" data-bbox="395 622 1034 768"> <tr> <td>騒音レベルの 90% レンジ上端値(L_{A5}) (dB)</td> <td>建設作業に係る規制基準値(dB)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> </table>	騒音レベルの 90% レンジ上端値(L _{A5}) (dB)	建設作業に係る規制基準値(dB)	73	85	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音型の重機の使用に努める。 重機の集中が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 重機の整備、点検を徹底する。 残置森林を適切に管理することにより騒音を抑制する。 				
騒音レベルの 90% レンジ上端値(L _{A5}) (dB)	建設作業に係る規制基準値(dB)									
73	85									
資材の運搬	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 資材運搬車両等の走行に伴う騒音による影響は、資材運搬等車両の主要幹線道路の走行や「青山よさみ幼稚園」等への影響に配慮した走行ルートを選定、計画的かつ効率的な資材等運搬車両の運行管理による車両台数の低減等による環境保全措置を実施することにより、周辺の騒音への影響のさらなる低減が図られることから、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 資材等の運搬に伴う自動車交通量は、準対象事業実施区域近傍の自動車交通量と比較すると、現況交通量の 1 割以下であり、資材運搬車両等の走行に伴う騒音の増加が道路交通騒音の環境基準等の達成状況に影響を与えるものではないと考えられることから、基準値等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材の運搬に伴う自動車交通量(小型車換算)</p> <table border="1" data-bbox="427 1205 1002 1440"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小型車類(換算台数)(台/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材等運搬車両等</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> <tr> <td>国道 165 号</td> <td style="text-align: center;">7,052</td> </tr> <tr> <td>国道 165 号の交通量に対する資材等運搬車両の割合 (%)</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	小型車類(換算台数)(台/日)	資材等運搬車両等	99	国道 165 号	7,052	国道 165 号の交通量に対する資材等運搬車両の割合 (%)	1.2%	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は主要幹線道路を走行する。 「青山よさみ幼稚園」への影響に配慮して、資材運搬等の車両は国道 165 号から市道及び伊賀コリドールロードを経由するルートを走行する。 資材等の運搬車両が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材等の運搬車両の整備、点検を徹底する。 資材等運搬車両が周辺の道路で待機することがないように、工事区域内に速やかに入場させる。
項目	小型車類(換算台数)(台/日)									
資材等運搬車両等	99									
国道 165 号	7,052									
国道 165 号の交通量に対する資材等運搬車両の割合 (%)	1.2%									
工作物の供用・稼働	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 工作物の供用・稼働に伴う騒音による影響は、低騒音型の設備の導入及び準対象事業実施区域の外周部や太陽光パネル周囲への緑地帯の設置等による環境保全措置を実施することにより、周囲の騒音への影響のさらなる低減が図られることから、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 施設の供用に伴う騒音の影響に関する基準又は目標として一般環境の騒音に対する基準等は定められていないが、参考として A 類型における環境基準値と予測結果を比較した。 工作物の供用・稼働に伴う騒音は、予測地点である「青山よさみ幼稚園」において、参考とする環境基準値以下と予測されることから、基準値等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">設備機器の稼働に伴う騒音レベルの等価騒音レベル(L_{Aeq})の予測結果</p> <table border="1" data-bbox="300 1888 1129 2011"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>等価騒音レベルの寄与分 L_{Aeq} (dB)</th> <th>環境基準値(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td>昼間：55 夜間：45</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	等価騒音レベルの寄与分 L _{Aeq} (dB)	環境基準値(参考)	敷地境界	31	昼間：55 夜間：45	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低騒音型の設備機器を導入する。 準対象事業実施区域の外周部及び太陽光パネルの周囲に可能な限り残置森林や造成森林の緑地帯を設置するよう努める。 「青山よさみ幼稚園」への影響に配慮して、パワーコンディショナー等の設備機器は西側敷地境界から離れた場所に配置する。 		
予測地点	等価騒音レベルの寄与分 L _{Aeq} (dB)	環境基準値(参考)								
敷地境界	31	昼間：55 夜間：45								

表 7-1 (3) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置								
振動	重機の稼働	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 重機の稼働に伴う振動による影響は、低振動型重機の使用及び重機の集中が生じないように計画的かつ効率的な工事の実施等の環境保全措置を実施することにより、周囲への振動への影響のさらなる低減が図られることから、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 工事の実施に伴う重機からの振動の影響に関する基準又は目標としては、「振動の規制法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に係る振動の環境基準があり、基準値は75dBが適用される。 重機の稼働に伴う振動は、すべての予測地点で特定建設作業に係る規制基準値(75dB)以下と予測することから基準値等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">重機の稼働に伴う振動の予測結果</p> <table border="1" data-bbox="392 663 1035 779"> <thead> <tr> <th>振動レベル (L₁₀) (dB)</th> <th>建設作業に係る規制基準値(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	振動レベル (L ₁₀) (dB)	建設作業に係る規制基準値(dB)	42	75	<ul style="list-style-type: none"> 低振動型の重機の使用に努める。 重機の集中が生じないように計画的かつ効率的な工事計画を検討する。 重機の整備、点検を徹底する。 				
振動レベル (L ₁₀) (dB)	建設作業に係る規制基準値(dB)										
42	75										
資材の運搬	資材の運搬	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 資材運搬等車両の走行に伴う振動による影響は、資材運搬等車両の主要幹線道路の走行や「青山よさみ幼稚園」等への影響に配慮した走行ルートを選定、計画的かつ効率的な資材等運搬車両の運行管理による車両台数の低減等による環境保全措置を実施することにより、周辺の振動への影響のさらなる低減が図られることから、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 工事の実施に伴う資材運搬車両等からの振動の影響に関する基準又は目標としては、振動規制法に基づく道路交通振動の限度がある。 資材等の運搬に伴う自動車交通量は、準対象事業実施区域近傍の自動車交通量と比較すると、現況交通量の1割以下であり、資材運搬等車両等の走行に伴う振動の増加が道路交通振動の環境基準等の達成状況に影響を与えるものではないと考えられることから、基準値等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材の運搬に伴う自動車交通量</p> <table border="1" data-bbox="426 1303 999 1529"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小型車類 (換算台数) (台/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材等運搬車両等</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>国道 165 号</td> <td>12,306</td> </tr> <tr> <td>国道 165 号の交通量に対する資材等運搬車両の割合 (%)</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	小型車類 (換算台数) (台/日)	資材等運搬車両等	270	国道 165 号	12,306	国道 165 号の交通量に対する資材等運搬車両の割合 (%)	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は主要幹線道路を走行する。 「青山よさみ幼稚園」への影響に配慮して、資材運搬等の車両は国道 165 号から市道及び伊賀コリドールロードを経由するルートを走行する。 資材等の運搬車両が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材等の運搬車両の整備、点検を徹底する。 工事用車両が周辺の道路で待機することがないように、工事区域内に速やかに入場させる。
項目	小型車類 (換算台数) (台/日)										
資材等運搬車両等	270										
国道 165 号	12,306										
国道 165 号の交通量に対する資材等運搬車両の割合 (%)	2.2%										
工作物の供用・稼働	工作物の供用・稼働	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 工作物の供用・稼働に伴う振動による影響は、低振動型の設備機器の導入による環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 施設の供用に伴う振動の影響に関する基準又は目標として一般環境の振動に対する基準等は定めてられていないが、参考までに人間が振動を感じ始める感覚閾値(約 55dB)を基準値として予測結果を比較した。 工作物の供用・稼働に伴う振動は、すべての予測地点において基準値以下と予測されることから、基準値等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">設備機器から発生する振動レベル</p> <table border="1" data-bbox="296 1928 1131 2063"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>振動レベルの 80%レンジ上端値 L₁₀ (dB)</th> <th>基準値 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パワーコンディショナー</td> <td>30 未満</td> <td rowspan="2">55dB</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>30 未満</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	振動レベルの 80%レンジ上端値 L ₁₀ (dB)	基準値 (参考)	パワーコンディショナー	30 未満	55dB	変圧器	30 未満	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低振動型の設備機器を導入する。
機器名	振動レベルの 80%レンジ上端値 L ₁₀ (dB)	基準値 (参考)									
パワーコンディショナー	30 未満	55dB									
変圧器	30 未満										

表 7-1(4) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																											
低周波音	工作物の供用・稼働	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 工作物の供用・稼働に伴う低周波音による影響を回避・低減させるため、低周波音の発生レベルが低い設備機器の導入による環境保全措置を講じることにより、実効可能な範囲内において影響はできる限り低減されていると評価する。</p> <p>【環境保全に関する基準等との整合性に係る評価】 環境省による“心身に係る苦情に関する参照値”および“物的苦情に関する参照値”(いずれも、「低周波問題対応のための『評価指針』(平成16年環境省)’)と比較した結果、予測地点における設備機器の稼働に伴う1/3オクターブバンド音圧レベルの寄与分は、それぞれの参照値(*1,*2)よりも下回っていた。</p> <p>また、予測地点における設備機器の稼働に伴うG特性音圧レベルの寄与分は、参照値(92dB)よりも下回っていることから、太陽光発電設備機器の稼働に伴う低周波音の影響は小さいと予測する。</p> <p style="text-align: center;">設備機器の稼働に伴う低周波音の予測結果(寄与分)</p> <table border="1" data-bbox="276 689 1150 891"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="13">1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz) 別音圧レベル (dB)</th> </tr> <tr> <th>5</th><th>6.3</th><th>8</th><th>10</th><th>12.5</th><th>16</th><th>20</th><th>25</th><th>31.5</th><th>40</th><th>50</th><th>63</th><th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「青山よさみ幼稚園」</td> <td>14</td><td>21</td><td>18</td><td>18</td><td>20</td><td>18</td><td>20</td><td>21</td><td>28</td><td>26</td><td>26</td><td>30</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>(心身に係る苦情に関する参照値)^{*1)}</td> <td></td><td></td><td></td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td> </tr> <tr> <td>(物的苦情に関する参照値)^{*2)}</td> <td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の供用に伴う低周波音レベルの予測結果</p> <table border="1" data-bbox="331 954 1094 1055"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>G特性音圧レベルの寄与分(dB)</th> <th>心身に係る苦情に関する参照値(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青山よさみ幼稚園</td> <td>33</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz) 別音圧レベル (dB)													5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	「青山よさみ幼稚園」	14	21	18	18	20	18	20	21	28	26	26	30	28	(心身に係る苦情に関する参照値) ^{*1)}				92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	(物的苦情に関する参照値) ^{*2)}	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99			予測地点	G特性音圧レベルの寄与分(dB)	心身に係る苦情に関する参照値(dB)	青山よさみ幼稚園	33	92	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低周波音を発生しない設備機器を導入する。
予測地点	1/3 オクターブバンド中心周波数 (Hz) 別音圧レベル (dB)																																																																													
	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																																																																	
「青山よさみ幼稚園」	14	21	18	18	20	18	20	21	28	26	26	30	28																																																																	
(心身に係る苦情に関する参照値) ^{*1)}				92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																																																																	
(物的苦情に関する参照値) ^{*2)}	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99																																																																			
予測地点	G特性音圧レベルの寄与分(dB)	心身に係る苦情に関する参照値(dB)																																																																												
青山よさみ幼稚園	33	92																																																																												
水質	土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 濁水対策として、土地の造成に伴う裸地を極力少なくするとともに、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」(三重県、平成30年)に基づき、造成工事の可能な限り早い段階で調整池を完成させ、貯留能力を確保したうえで伐採工事等を進め、洪水対策と合わせて濁水対策としても活用する。また、仮設沈砂池の設置を行うとともに、必要に応じて下流部に土砂流出防止柵を設置するなどの濁水対策を講じることにより、濁水(浮遊物質:SS)の発生は抑制することができるかと予測する。以上のことから、工事の実施により発生する濁水が下流河川に及ぼす影響は小さいと予測する。</p> <p>さらに、土地の造成に伴う水質の影響を回避・低減させるため、造成工事の着手前に調整池の設置、工事中及び工事後に調整池の定期点検、造成後に土砂流出が懸念される切土・盛土の法面の早期緑化等による環境保全措置を講じることにより、準対象事業実施区周辺への濁水への影響のさらなる低減に努めることから、実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事着手前に調整池を設置し、雨水及び土砂の貯留能力を確保したうえで工事を行う。また、必要に応じて仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置する。 濁水については調整池等により土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を放流する。 裸地からの土砂流出を極力少なくするために、造成後は速やかに緑化(種子吹付等)を実施する。 工事中及び工事後は、調整池の洪水・濁水対策機能維持のため、定期点検を行うとともに、状況に応じて堆積土砂の除去を行う。 																																																																											

表 7-1 (5) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
地下水	土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>土地の造成、改変、樹木の伐採、除根等の工事は、土地の表層部での工事であり、工事に伴う濁水は先行して調整池を完成させるなどの濁水対策を実施することにより、地下水位及び水質に影響を与えない工事である。なお、工事において有害物質を取り扱うことはない。したがって、土地の造成による地下水質及び地下水位への影響はほとんどないものと考えられる。</p> <p>また、土地の造成による地下水質及び地下水位への影響の低減化を図るために、造成工事の着手前に調整池の設置、雨水の地下浸透を阻害させるアスファルト等の舗装は可能な限り行わず、地下水環境の保全に努める。更に造成裸地の早期緑化等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内において影響はできる限り低減されているものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事着手前に調整池を先行して設置する。 ・雨水の地下浸透を阻害させるアスファルト舗装等は可能な限り行わず、地下水環境の保全に努める。 ・造成裸地の速やかな緑化を行う。
地形及び地質	土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>準対象事業実施区域内には重要な地形は存在しないことから、重要な地形への影響はないと予測した。また、地形に関しては準対象事業実施区域における切土・盛土の工事計画は、現況の地形を活かして計画されており、地形を大きく改変することはないと予測する。</p> <p>土地の安定性については、「三重県砂防指定地等管理条例等に基づく開発審査の技術的基準」（平成31年4月、三重県）の技術基準をパネル配置計画と比較した。その結果、本事業における盛土高は15m以下であり、盛土法面勾配は30°（1：1.8）以下である。また、盛土禁止区域への盛土は行わない計画であることから、三重県砂防指定地等管理条例等に基づく開発審査の技術的基準に適合するものとする。</p> <p>関係法令の指定状況については、準対象事業実施区域内は「第3章3.2社会的状況3.2.7環境の保全を目的とする法令等」に示すとおり、砂防指定地に指定されているが、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等には指定されていない。</p> <p>土壌への影響は準対象事業実施区域には法令による土壌汚染の指定、有害物質の排出の届出はないことから、有害物質による土壌汚染はないと考えられる。また、準対象事業実施区域内で切土、盛土の土量バランスを取り、場外との土壌の搬出入は発生しないことから、土壌への影響はないと考えられる。</p> <p>さらに、土地の造成による地形・地質及び土壌への影響を回避・低減させるため、造成工事着手前に調整池の設置、造成後に造成裸地の緑化や雨水を調整池へ導水する排水路の設置等による環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り回避・低減がされていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池は造成工事着手前に設置し、流出抑制機能を確保するよう努める。 ・準対象事業実施区域内には、排水路や防災小堤を設置し、雨水を適切に調整池へ導水する。 ・工事中における準対象事業実施区域外への土砂流出のおそれがある箇所については、土砂流出防止柵を設置する。 ・盛土部には必要に応じて地下排水層を設け、盛土地盤内に侵入した雨水を速やかに排除することで、盛土の安定を図る。また、造成法面には種子吹付等を行い、雨水による法面の浸食、崩壊を防止する。

表 7-1 (6) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
陸生動物	樹木の伐採・処理・土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 <予測> 工事の実施による重要な種等の生息環境への影響の程度について、重要な種等の一般生体及び既存の類似事例等を参考に定性的に予測した。</p> <p><u>ア. 哺乳類 (5種)</u> ニホンリスについては、準対象事業実施区域内にはアカマツ林が存在しており、本種が生息している可能性がある。本種が生息する可能性がある準対象事業実施区域の樹林が消失する。 また、重機の稼働に伴い発生する騒音・振動により、一時的な忌避行動が起こると予測する。 その他の種については、生息の可能性は低いと考えられることから、生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>イ. 鳥類 (42種)</u> ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、オオコノハズク、コノハズク、フクロウ、アオバズク、コムミズク、サンコウチョウ、エゾビタキ、キビタキ、ノジコ、は準対象事業に生息又は行動圏の一部として利用している可能性があることから、樹林が消失することにより生息環境が減少すると予測する。また、建設機械の稼働に伴い発生する騒音・振動により忌避行動等の影響が一時的に発生すると予測する。 その他の種は生息の可能性は低いと考えられることから、生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>ウ. 爬虫類 (5種)</u> ニホントカゲ、タカチホヘビ、シロマダラは工事の実施により準対象事業実施区域内の本種が生息する可能性がある樹林が消失することにより生息環境が減少すると予測する。また、建設機械の稼働に伴い発生する騒音・振動により忌避行動等の影響が一時的に発生すると予測する。 そのほかの種については生息環境である池沼、河川は存在しないことから、生息の可能性は低いと考えられ、本種への生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>エ. 両生類 (15種)</u> ニホンホトアカガエル、ヤマアカガエルは工事の実施により準対象事業実施区域内の本種が生息する可能性がある樹林が消失することにより生息環境が減少すると予測する。また、建設機械の稼働に伴い発生する騒音・振動により忌避行動等の影響が一時的に発生すると予測する。 そのほかの種は準対象事業実施区域内に生息環境がないこと、分布の記録範囲外であることなどから、生息の可能性は低いと考えられ、本種への生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>オ. 昆虫類 (150種)</u> チッチゼミ、ハルゼミ、オオミドリシジミ、アカシジミ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ、キマダラルリツバメ、ウラナミジャノメ、マイマイカブリ、マルツヤマグソコガネ、クビアカハナカミキリ、モンズズメバチ、クロマルハナバチは工事の実施により準対象事業実施区域内の本種が生息する可能性がある樹林が消失することにより生息環境が減少すると予測する。そのほかの種については準対象事業実施区域内に生息環境がない、分布域ではないことなどから生息の可能性は低いと考えられ、生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>カ. クモ類 (17種)</u> キジロオヒキグモ、ニシキオニグモ、オニグモ、コガネグモ、トゲグモ、ナカムラオニグモ、オビジガバチグモ、ナガイヅツグモ、アワセグモ、アシナガカニグモについては、工事の実施により準対象事業実施区域内の本種が生息する可能性がある樹林が消失することにより生息環境が減少すると予測する。 そのほかの種については生息環境がないことなどから生息の可能性は低いと考えられ、生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>キ. 淡水貝類・陸産貝類 (14種)</u> 選定されたすべての重要な種について、準対象事業実施区域内に生息環境がない、又は生息の分布域ではないことから生息の可能性は低いと考えられ、本種への生息環境への影響は小さいと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な動物種への対応 ・樹木の伐採範囲の計画順守 ・早期緑化 ・低騒音・低振動型の重機の使用 ・工事中の濁水発生の防止

表 7-1(7) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
陸生動物	樹木の伐採・処理・土地の造成	<p><u>ク. 淡水魚類 (14 種)</u> 選定されたすべての重要な種について、準対象事業実施区域内の環境から、魚類の重要な種が生息する可能性は低いと考えられ、本種への生息環境への影響は小さいと予測する。 <評価> 工事の実施に伴う陸上動物への影響については、本事業の実施により、陸生動物及び生息環境、重要な種に対して影響が予測された。環境保全対策として、以下の項目を実施する。 ① 工事の実施 ・重要な種への対応 ・木の伐採範囲の順守 ・早期緑化 ・低騒音型・低振動型の重機の使用 ・工事中の濁水発生防止 以上の環境保全対策を実施することで、事業者の実行可能な範囲で対策が講じられ、事業の実施に伴う陸上動物への影響は低減措置が講じられていると評価する。</p>	
工作物の存在		<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】 <予測> <u>ア. 哺乳類 (5 種)</u> ニホンリスについては、変更区域の周囲に残置森林が確保され、パネル敷地や調整池など変更区域と残置森林の間にはフェンスが設置されるが、フェンスは地上部との間に隙間があるタイプを選定するため、地上を移動するニホンリスへの影響は小さいと予測する。 <u>イ. 鳥類 (42 種)</u> ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、オオコノハズク、コノハズク、フクロウ、アオバズク、コムミズク、サンコウチョウ、エゾビタキ、キビタキ、ノジコ、は、主な生息環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林及び造成森林を生息環境として利用することが考えられる。また、太陽光発電設備機器の騒音は小さいことから事業の実施に伴うこれらの生息環境への影響は小さいと予測する。 <u>ウ. 爬虫類 (5 種)</u> ニホントカゲ、タカチホヘビ、シロマダラは主な生息環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林及び造成森林を生息環境として利用することが考えられる。また、太陽光発電設備機器の騒音は小さいことから事業の実施に伴うこれらの生息環境への影響は小さいと予測する。 <u>エ. 両生類 (15 種)</u> ニホンアカガエル、ヤマアカガエルは主な生息環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林及び造成森林を生息環境として利用することが考えられる。また、太陽光発電設備機器の騒音は小さいことから事業の実施に伴うこれらの生息環境への影響は小さいと予測する。 <u>オ. 昆虫類 (150 種)</u> チッチゼミ、ハルゼミ、オオミドリシジミ、アカシジミ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ、キマダラルリツバメ、ウラナミジャノメ、マイマイカブリ、マルツヤマグソコガネ、クビアカハナカミキリ、モンズズメバチ、クロマルハナバチは、主な生息環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林及び造成森林を生息環境として利用することが考えられる。また、太陽光発電設備機器の騒音は小さいことから事業の実施に伴うこれらの生息環境への影響は小さいと予測する。 <u>カ. クモ類 (17 種)</u> キジロオヒキグモ、ニシキオニグモ、オニグモ、コガネグモ、トゲグモ、ナカムラオニグモ、オビジガバチグモ、ナガイヅツグモ、アワセグモ、アシナガカニグモについては、主な生息環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林及び造成森林を生息環境として利用することが考えられる。また、太陽光発電設備機器の騒音は小さいことから事業の実施に伴うこれらの生息環境への影響は小さいと予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下部に隙間があるフェンスの採用を検討する。 ・ 維持管理の際の草刈りは人手での作業とし、農薬は使用しない。 ・ パネル洗浄の際は水及びブラシでの洗浄とし、薬品を使用しない。やむを得ず薬品を使用する際は、土中に浸透しないよう処置を行い作業する。

表 7-1 (8) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
陸生動物	工作物の存在	<p>キ. <u>淡水貝類・陸産貝類 (14種)</u> 淡水貝類については工事中の濁水の発生防止を行い、下流河川への濁水の排水による流入を防止することから、淡水貝類への生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p>ク. <u>淡水魚類 (14種)</u> 選定されたすべての重要な種について、工事中の濁水の発生防止を行い、下流河川への濁水の排水による流入を防止することから、魚類への生息環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><評価> 太陽光発電設備の存在・供用に伴う陸上動物への影響については、本事業の実施により、陸生動物及び生息環境、重要な種に対して影響が予測された。環境保全対策として、以下の項目を実施する。</p> <p>① 施設の存在・供用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の際の草刈りは人手での作業とし、農薬は使用しない。 ・パネル洗浄の際は水及びブラシでの洗浄とし、薬品を使用しない。やむを得ず薬品を使用する際は、土中に浸透しないよう処置を行い作業する。 <p>以上の環境保全対策を実施することで、事業者の実行可能な範囲で対策が講じられ、事業の実施に伴う陸上動物への影響は低減措置が講じられていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の際の草刈りは人手での作業とし、農薬は使用しない。 ・パネル洗浄の際は水及びブラシでの洗浄とし、薬品を使用しない。やむを得ず薬品を使用する際は、土中に浸透しないよう処置を行い作業する。

表 7-1 (9) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
陸生植物	樹木の伐採・処理・土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測> 工事の実施による重要な種等の生息環境への影響の程度について、重要な種等の一般生体及び既存の類似事例等を参考に定性的に予測した。</p> <p><u>ア. シダ植物への影響予測結果 (37 種)</u> コケシノブ、アマクサシダ、チャボイノデについては、主な生育環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林が生育環境になることが考えられることから、事業の実施による生育環境への影響は小さいと予測する。 そのほかの種については準対象事業実施区域内に生育環境がないことなどから生息の可能性は低いと考えられ、生育環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><u>イ. 種子植物への影響予測結果 (278 種)</u> カザグルマ、トリガタハンショウヅル、ツルキンバイ、マキエハギ、サクラスミレ、ヤマトグサ、イワウチワ、カラタチバナ、コケリンドウ、タチカモメヅルなど 112 種については、主な生育環境である樹林地の一部が改変されるが、準対象事業実施区域の残置森林が生育環境になることが考えられることから、事業の実施による生育環境への影響は小さいと予測する。 そのほかの種については準対象事業実施区域内に生育環境がないことなどから生息の可能性は低いと考えられ、生育環境への影響は小さいと予測する。</p> <p><評価> 工事の実施に伴う陸生植物への影響については、本事業の実施により、陸生植物及び生育環境、重要な種に対して影響が予測された。環境保全対策として、以下の項目を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査結果に応じて必要な環境保全措置の検討を行う ・改変区域を見直し、回避を前提とした検討 ・やむを得ず回避できない場合は代償措置としての移植の検討。 ・重要な植物種の移植 ・樹木の伐採範囲の計画順守 ・早期緑化 <p>以上の環境保全対策を実施することで、事業者の実行可能な範囲で対策が講じられ、事業の実施に伴う陸生植物への影響は低減措置が講じられていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改変区域を見直し、回避を前提とした検討 ・やむを得ず回避できない場合は代償措置としての移植の検討。 ・重要な植物種の移植 ・樹木の伐採範囲の計画順守 ・早期緑化
工作物の存在		<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測> 緑化は造成地の法面等において計画している。 残置森林の既存植生は植栽種の生長に応じて周辺植生や植物相との調和、回復が見込まれる。また、植栽種については在来種を選定する。 工事の実施により改変区域内で生育する重要な植物種については、工事实施前に環境保全措置として移植する方針であり、移植箇所は、緑化予定地との距離が離れた場所を選定する計画であることから、移植種の生育環境に影響は生じないと考えられる。 以上のことから緑化等による影響はないと予測する。</p> <p><評価> 重要な種については生育個体の消失が予測されることから、環境保全対策として回避を前提とした見直しを検討する。やむを得ず回避できない場合は代償措置としての移植を検討する。</p> <p>なお、緑化等の樹種については、在来種を選定し、地域の植生に配慮した計画としている。また、造成地等への早期緑化による環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲で対策が講じられ、事業の実施に伴う陸生植物への影響は可能な限り低減されていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改変区域を見直し、回避を前提とした検討 ・やむを得ず回避できない場合は代償措置としての移植の検討。 ・重要な植物種の移植 ・樹木の伐採範囲の計画順守 ・早期緑化

表 7-1(10) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
生態系	樹木の伐採・処理 土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測></p> <p>ア. オオタカ（上位性種）への影響予測結果</p> <p>工事の実施により、マツ類、スギ、ヒノキ類等が消失するが、準対象事業実施区域及びその周囲には広くスギ、ヒノキなどの植林地及び広葉樹林が分布していることから、オオタカの生息環境への影響は小さいと予測する。また、重機の稼働に伴う騒音及び振動による一時的な忌避行動が発生すると予測する。</p> <p>イ. ヒヨドリ（典型性種）への影響予測結果</p> <p>工事の実施により、マツ類、スギ、ヒノキ類等が消失するが、準対象事業実施区域及びその周囲には広くスギ、ヒノキなどの植林地及び広葉樹林が分布していることから、ヒヨドリの生息環境への影響は小さいと予測する。また、重機の稼働に伴う騒音及び振動による一時的な忌避行動が発生すると予測する。</p>	
工作物の存在		<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測></p> <p>変更区域の周囲には残置森林が確保され、パネル敷地や調整池など変更区域と残置森林の間には防犯目的のフェンスが設置されるが、上位性注目種であるオオタカ、ヒヨドリは飛翔による移動をすることから、施設の存在による移動への影響は生じないと予測する。</p> <p>また、採餌環境は上位性注目種であるオオタカは林縁部や農耕地を主な採餌場所として利用していると考えられ、餌資源である小鳥類も飛翔により移動可能であることから、施設の供用による採餌環境への影響はないと予測する。</p> <p>典型性注目種であるヒヨドリは、樹木の果実、花の蜜等が主な餌であり、昆虫も捕食するが、昆虫類の飛翔を阻害する工作物は設置せず、また、フェンスは地上との間に隙間があるため、昆虫の移動を阻害しないことから、施設の供用による採餌環境への影響はないと予測する。</p> <p><環境を低減するための環境保全措置の検討></p> <p>①事業計画段階における保全措置</p> <p>生息環境の不要な変更を抑制するため、必要以上に樹木を伐採しないよう変更区域を明示し、周知徹底する。</p> <p>②植生の回復</p> <p>地域の在来種を中心とした植生の回復を行う。</p> <p><評価></p> <p>工事の実施、施設の存在・供用に伴う注目種への影響については、工事等の実施により生息環境に対して影響が予測された。</p> <p>したがって工事中の環境保全措置として伐採範囲の更なる最小化の検討及び早期緑化等の環境保全対策を実施する。</p> <p>以上のことから、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う影響は低減されていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採範囲の更なる最小化の検討。 ・早期緑化 ・低騒音、低振動型の機種の使用

表 7-1(11) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置										
人と自然との触れ合いの活動の場	土地の造成	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測> 青山グラウンドへのアクセスルートは、国道 165 号から農道又は市道を経由して伊賀コリドールロード、市道を走行して到達するルート、県道 767 号から市道を経由して到達するルートのアクセスルートがある。 このうち伊賀コリドールロードは資材運搬車両が走行するが、通行車両台数は小型車 10 台/日（往復）、大型車 20 台/日（往復）程度であり、青山グラウンドのアクセスに支障が出る交通量ではないことから青山グラウンドへのアクセスへの影響は小さいと予測する。また、青山グラウンドが利用されるのは休日が比較的多いと考えられ、休日は工事を実施しないことから、休日のアクセスに影響はないと予測する。</p> <p><評価> 土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、資材運搬車両の走行ルートの制限及び交通ルールの順守等の環境保全対策を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避、低減されていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両の走行ルートは国道 165 号から伊賀コリドールロードを経由するルートの通行し、南側の市道経由で県道 767 号を走行しない。 交通ルールを順守して走行する。 										
景観	造成地の存在、工作物の存在、緑化等	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測> 日常的な視点場ごとの眺望景観の変化の状況として、各地点からの眺望は、樹林や住宅地により遮られ、準対象事業実施区域を眺望することはできない。したがって各眺望地点からの景観への影響はないと予測する。</p> <p><評価> 事業の実施にあたっては残置森林や緑地帯の確保、造成裸地及び法面の緑化等が施されるとともに、人工構造物については突出したものを設けず、低彩度、低明度のものが採用される計画である。こうした環境保全計画により、周辺景観との調和を可能な限り乱すことのないよう配慮がなされていると考えられる。 以上のことから、事業の実施に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避又は低減されているものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地の外周及び太陽光パネルの周囲に、可能な限り造成森林や残置森林の樹林帯を設けるように努める。 太陽光パネルは、低彩度、低明度の機種を採用する。 造成した裸地及び法面を緑化する。 										
廃棄物等	樹木の伐採・処理等	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測></p> <table border="1" data-bbox="284 1272 1142 1505"> <thead> <tr> <th>廃棄物</th> <th>発生量</th> <th>有効利用量</th> <th>最終処分量</th> <th>処理方法等（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採木等</td> <td>1812.6</td> <td>1812.6</td> <td>0</td> <td>幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事中において伐採木等の発生が約 2,117t 発生する。 幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利活用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用することで、廃棄物の発生量を低減する。したがって、樹木の伐採・処理による産業廃棄物への影響は小さいと予測する。</p> <p><評価> 樹木の伐採・処理に伴う産業廃棄物への影響は、廃棄物分別の徹底等の再資源化、再利用の促進等の環境保全対策を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避、低減されていると評価する。</p>	廃棄物	発生量	有効利用量	最終処分量	処理方法等（予定）	伐採木等	1812.6	1812.6	0	幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用する。	<ul style="list-style-type: none"> 伐採木は再資源化してバイオマス発電の燃料及び場内の土砂流出防止策として利用することで、廃棄物の発生量を低減する。 廃棄物の分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用が困難な廃棄物については処理業者に委託して適切に処理する。
廃棄物	発生量	有効利用量	最終処分量	処理方法等（予定）									
伐採木等	1812.6	1812.6	0	幹材は、そのまま利用可能なものは有価物として売却又は土砂流出防止柵として活用し、利用できない枝条・根は再資源化によりバイオマス発電用の燃料に利用する。									

表 7-1(12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																
廃棄物等	残土の発生・処理等	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測></p> <p>切土、盛土工事により発生する残土については、場内で切土及び盛土のバランスを取り、残土の発生を最小限とし、発生した残土は敷き均し、搬出しない計画であることから、環境への影響は小さいと予測する。</p> <table border="1" data-bbox="379 443 1050 539"> <caption>切土・盛土量</caption> <thead> <tr> <th>切土量 (m³)</th> <th>盛土量 (m³)</th> <th>残土量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73,587</td> <td>65,822</td> <td>7,765</td> </tr> </tbody> </table> <p><評価></p> <p>造成工事に伴う残土の発生量は、残土発生量の低減及び残土の場内使用等の環境保全対策を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p>	切土量 (m ³)	盛土量 (m ³)	残土量 (m ³)	73,587	65,822	7,765	<ul style="list-style-type: none"> 切土、盛土を場内でバランスをとることにより残土の発生量を低減する。 発生した残土については場内に敷き均し、残土の搬出を行わない。 										
切土量 (m ³)	盛土量 (m ³)	残土量 (m ³)																	
73,587	65,822	7,765																	
温室効果ガス	資材等の運搬	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測></p> <p>三重県内の運輸部門の温室効果ガス排出量は 3,159 千 t-CO₂ であり、資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出量はその 1%以下(約 36t-CO₂)であることから、資材等の運搬に伴う温室効果ガスへの影響は小さいと予測する。</p> <table border="1" data-bbox="304 875 1121 1122"> <caption>資材等の運搬に伴う温室効果ガス排出量</caption> <thead> <tr> <th>影響要因</th> <th>車両種別</th> <th>車両台数 (台/工事期間)</th> <th>二酸化炭素発生量 (t-CO₂/工事期間)</th> <th>三重県内運輸部門 温室効果ガス排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資材等の運搬</td> <td>小型</td> <td>3,250 (台/13 か月)</td> <td>5.3</td> <td rowspan="3">3,159 (千 t-CO₂)</td> </tr> <tr> <td>大型</td> <td>5,000 (台/10 か月)</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,250</td> <td>35.7</td> </tr> </tbody> </table> <p><評価></p> <p>資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出は、最新の排出ガス適合車両の使用及びアイドリングストップ等の環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。</p>	影響要因	車両種別	車両台数 (台/工事期間)	二酸化炭素発生量 (t-CO ₂ /工事期間)	三重県内運輸部門 温室効果ガス排出量	資材等の運搬	小型	3,250 (台/13 か月)	5.3	3,159 (千 t-CO ₂)	大型	5,000 (台/10 か月)	30.4	合計	8,250	35.7	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の運搬車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 資材等の運搬車両の整備、点検を徹底する。 資材等の運搬車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップを行うことにより、温室効果ガスの排出を抑制する。
影響要因	車両種別	車両台数 (台/工事期間)	二酸化炭素発生量 (t-CO ₂ /工事期間)	三重県内運輸部門 温室効果ガス排出量															
資材等の運搬	小型	3,250 (台/13 か月)	5.3	3,159 (千 t-CO ₂)															
	大型	5,000 (台/10 か月)	30.4																
	合計	8,250	35.7																
重機の稼働		<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測></p> <p>三重県内の運輸部門の温室効果ガス排出量は 3,159 千 t-CO₂ であり、重機の稼働に伴う温室効果ガスの排出量はかなり低い値であることから、重機の稼働に伴う温室効果ガスへの影響は小さいと予測する。</p> <table border="1" data-bbox="300 1496 1126 1637"> <caption>重機の稼働に伴う温室効果ガス排出量</caption> <thead> <tr> <th>影響要因</th> <th>燃料種類</th> <th>工事期間中における 燃料消費量(kL)</th> <th>二酸化炭素発生量 (t-CO₂/工事期間)</th> <th>三重県内運輸部門 温室効果ガス排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重機の稼働</td> <td>軽油</td> <td>327.6</td> <td>845.2</td> <td>3,159 千 t-CO₂</td> </tr> </tbody> </table> <p><評価></p> <p>重機の稼働に伴う温室効果ガスの排出は、最新の排出ガス適合車両の使用及び重機の空ぶかし防止の徹底等の環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り回避・低減されていると評価する。</p>	影響要因	燃料種類	工事期間中における 燃料消費量(kL)	二酸化炭素発生量 (t-CO ₂ /工事期間)	三重県内運輸部門 温室効果ガス排出量	重機の稼働	軽油	327.6	845.2	3,159 千 t-CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 重機については低燃費及び最新の排出ガス規制に適合した機種を選定に努める。 重機の稼働の集中が発生しないよう、計画的かつ効率的な工事工程を立案する。 重機の空ぶかし防止を徹底する。 重機の整備、点検を徹底する。 						
影響要因	燃料種類	工事期間中における 燃料消費量(kL)	二酸化炭素発生量 (t-CO ₂ /工事期間)	三重県内運輸部門 温室効果ガス排出量															
重機の稼働	軽油	327.6	845.2	3,159 千 t-CO ₂															

表 7-1 (13) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																									
温室効果ガス	樹木の伐採による温室効果ガス吸収量の減少	<p>【環境への影響の回避・低減に係る評価】</p> <p><予測> 樹木の伐採予定箇所における現況の二酸化炭素吸収量は、324.6t-CO₂/年と予測する。したがって、樹木の伐採により二酸化炭素吸収量が年間 324.6t-CO₂/年減少する。</p> <p style="text-align: center;">樹木の伐採予定箇所における現況の二酸化炭素吸収量の推計</p> <table border="1" data-bbox="338 468 1088 804"> <thead> <tr> <th>植生区分</th> <th>面積 (ha)</th> <th>単位面積あたり純生産量 (t/ha・年)</th> <th>純生産量 (t/年)</th> <th>二酸化炭素吸収量 (t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落葉広葉樹林</td> <td>1.85</td> <td>12</td> <td>22.2</td> <td>36.1</td> </tr> <tr> <td>常緑針葉樹林</td> <td>9.49</td> <td>18</td> <td>170.8</td> <td>278.4</td> </tr> <tr> <td>伐採跡地/ その他 (草地)</td> <td>0.52</td> <td>12</td> <td>6.2</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11.86</td> <td>—</td> <td>199.2</td> <td>324.6</td> </tr> </tbody> </table> <p><評価> 伐採工事により現況の二酸化炭素吸収量は 324.6t-CO₂/年 減少すると予測されたが、温室効果ガス吸収量の減少を回避・低減させるため、環境保全措置として在来種に配慮した造成地及び法面の早期緑化を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り回避・低減されていると評価する。</p>	植生区分	面積 (ha)	単位面積あたり純生産量 (t/ha・年)	純生産量 (t/年)	二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年)	落葉広葉樹林	1.85	12	22.2	36.1	常緑針葉樹林	9.49	18	170.8	278.4	伐採跡地/ その他 (草地)	0.52	12	6.2	10.1	合計	11.86	—	199.2	324.6	<p>・在来種に配慮した造成地及び法面の早期緑化を図る</p>
植生区分	面積 (ha)	単位面積あたり純生産量 (t/ha・年)	純生産量 (t/年)	二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年)																								
落葉広葉樹林	1.85	12	22.2	36.1																								
常緑針葉樹林	9.49	18	170.8	278.4																								
伐採跡地/ その他 (草地)	0.52	12	6.2	10.1																								
合計	11.86	—	199.2	324.6																								